埼玉県ヤードにおける自動車等の適正な取扱いの確保に関する条例施行規則をここに公布する。

令和２年３月31日

埼玉県公安委員会委員長　野　瀬　清　喜

埼玉県公安委員会規則第５号

埼玉県ヤードにおける自動車等の適正な取扱いの確保に関する条例施行規則

（趣旨）

第１条　この規則は、埼玉県ヤードにおける自動車等の適正な取扱いの確保に関する条例（令和２年埼玉県条例第　号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（条例第２条第２号の公安委員会規則で定めるもの）

第２条　条例第２条第２号の公安委員会規則で定めるものは、別表１の左欄に掲げる種別の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるものとする。

（条例第２条第４号の公安委員会規則で定める規模）

第３条　条例第２条第４号の公安委員会規則で定める規模は、面積が250平方メートルとする。

（ヤード内自動車等関連事業に係る届出）

第４条　条例第３条第１項の規定による届出は、ヤードごとにヤード内自動車等関連事業届出書（別記様式第１号）を当該届出に係るヤードの所在地を管轄する警察署長（当該届出に係る一のヤードが二以上の警察署長の管轄にわたるときは、そのいずれかの警察署長。以下「管轄警察署長」という。）を経由して公安委員会に提出することにより行うものとする。

２　前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

(1)　ヤードの平面図及びヤードの周囲の略図

(2)　条例第３条第１項の規定による届出をしようとする者（以下「届出提出者」という。）が当該届出に係るヤードの土地又は建物の使用について権原を有することを疎明する書類

(3)　届出提出者が個人である場合は、当該届出提出者の住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第７条第５号に掲げる事項（外国人にあっては、同法第30条の45に規定する国籍等）を記載したものに限る。以下同じ。）

(4)　届出提出者が法人である場合は、当該法人の定款、登記事項証明書及び代表者に係る住民票の写し

(5)　届出提出者が未成年者（婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。以下同じ。）であり、かつ、その法定代理人が個人である場合は、当該法定代理人の住民票の写し

(6)　届出提出者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合は、当該法人の定款、登記事項証明書及び代表者に係る住民票の写し

（変更の届出）

第５条　条例第３条第２項の規定による変更の届出は、ヤード内自動車等関連事業届出事項変更届出書（別記様式第２号）を管轄警察署長を経由して公安委員会に提出することにより行うものとする。

２　前項の届出書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類及び図面を添付するものとする。

(1)　条例第３条第１項の規定による届出をした者（以下「届出者」という。）が個人であり、かつ、同項第１号に掲げる事項に変更があった場合　当該届出者の住民票の写し

(2)　届出者が法人であり、かつ、条例第３条第１項第１号に掲げる事項に変更があった場合　当該法人の登記事項証明書及び代表者に係る住民票の写し

(3)　届出者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合において、当該法定代理人の氏名又は住所に変更があったとき　当該法定代理人の住民票の写し

(4)　届出者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合において、当該法定代理人の名称若しくは住所又はその代表者の氏名に変更があったとき　当該法人の定款、登記事項証明書及び代表者に係る住民票の写し

(5)　届出者の届出に係る条例第３条第１項第２号又は第３号に掲げる事項に変更があった場合　当該変更に係るヤードの平面図及び当該ヤードの周囲の略図並びに当該ヤードの土地又は建物の使用について権原を有することを疎明する書類

(6)　届出者が法人であり、かつ、当該法人の代表者の住所に変更があった場合　当該法人の代表者に係る住民票の写し

（休止等の届出）

第６条　条例第３条第３項の規定による休止若しくは廃止又は再開の届出は、ヤード内自動車等関連事業休止等届出書（別記様式第３号）を管轄警察署長を経由して公安委員会に提出することにより行うものとする。

（相手方の確認方法）

第７条　条例第４条の公安委員会規則で定める方法は、相手方（条例第４条に規定する相手方をいう。以下この条において同じ。）が法人の場合は取引担当者（ヤード内自動車等関連事業者との間で現に自動車等の引渡しの任に当たっている個人をいう。次条において同じ。）から、また、相手方が個人の場合は本人から、その氏名、住所、生年月日、職業及び国籍（外国人に限る。以下同じ。）の申出を受けるとともに、その身分証明書、運転免許証、国民健康保険被保険者証その他の同人の身元を確かめるに足りる資料の原本の提示を受ける方法とする。

（条例第４条第１号の公安委員会規則で定める事項）

第８条　条例第４条第１号の公安委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1)　取引担当者が日本人である場合　氏名、住所、生年月日及び職業

(2)　取引担当者が外国人である場合　氏名、住所、生年月日、職業及び国籍（ただし、取引担当者が本邦内に住所を有しないで本邦に在留する外国人であって、その所持する旅券（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下この号において「入管法」という。）第２条第５号に規定する旅券をいう。以下この号において同じ。）又は乗員手帳（入管法第２条第６号に規定する乗員手帳をいう。以下この号において同じ。）の記載によって当該外国人のその属する国における住所を確認することができないものである場合（入管法の規定により認められた在留又は上陸に係る旅券又は許可書に記載された期間が90日を超えないと認められる外国人を含む。）は、氏名、居所、生年月日、職業、国籍及び旅券等（旅券又は乗員手帳をいい、当該外国人の氏名及び生年月日の記載があるものに限る。）の番号）

（条例第４条第２号の公安委員会規則で定める事項）

第９条　条例第４条第２号の公安委員会規則で定める事項は、前条の規定を準用する。

（記録の作成の方法）

第10条　条例第６条第１項の規定による記録の作成は、次の各号のいずれかの方法により行わなければならない。

(1)　条例第６条第１項各号に掲げる事項を取引の順に記載することができる様式の書類に記載し、又は当該事項に係る書類その他の物を添付する方法

(2)　取引伝票その他これに類する書類であって条例第６条第１項各号に掲げる事項を取引ごとに記載することができる様式の書類に記載し、又は当該事項に係る書類その他の物を添付して取引の順にとじ合わせる方法

(3)　条例第６条第１項各号に掲げる事項を電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。第12条及び第13条において同じ。）により記録する方法

（記録の作成事項）

第11条　条例第６条第１項第６号の公安委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1)　第６条第１項の規定により自動車等を引き渡す場合は、当該自動車等の引渡しを受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）の氏名

(2)　別表２の左欄に掲げる品目の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる事項

（記録の保存の方法）

第12条　条例第６条第２項の公安委員会規則で定める記録の保存の方法は、第10条第１号及び第２号に掲げる書類に記載する方法により作成された記録をヤード内自動車等関連事業に係るヤード内において直ちにその内容を確認できる状態で備え付ける方法又は同条第３号に規定する電磁的方法により作成された記録をヤード内自動車等関連事業に係るヤード内において直ちにその内容を書面に表示することができる状態で保存する方法とする。

（従事者名簿の備付けの方法）

第13条　条例第７条の規定による名簿の備付けは、ヤードにおける業務に従事する者（以下この条及び次条において「従事者」という。）が退職した日から起算して３年を経過する日まで、その者に係る名簿をヤードに備え付ける方法により行わなければならない。

２　前項の名簿の記載に当たっては、従事者の身分証明書、運転免許証、国民健康保険被保険者証その他の従事者の身元を確かめるに足りる資料の原本の提示を受けた上で行うものとする。

３　条例第７条の公安委員会規則で定める従事者名簿の備付けの方法は、従事者名簿をヤード内自動車等関連事業に係るヤード内において直ちにその内容を確認できる状態で備え付ける方法又は電磁的方法により作成された従事者名簿をヤード内自動車等関連事業に係るヤード内において直ちにその内容を書面に表示することができる状態で備え付ける方法とする。

（従事者名簿の記載事項）

第14条　条例第７条の公安委員会規則で定める事項は、従事者の氏名、住所、性別、生年月日、国籍、採用年月日、退職年月日及び前条第２項の規定による本人確認の方法とする。

（ヤードの内部を見通すことができる構造）

第15条　条例第９条の規定によるヤードの内部を見通すことができる構造は、工作物により当該ヤードの内部における自動車等の保管又は解体の状況の外部からの視認が完全に妨げられない構造とする。

（標識の掲示方法等）

第16条　条例第10条に規定する標識は、ヤード内自動車等関連事業届出済標識（別記様式第４号）とし、記載事項を日本語で表示するものとする。

２　条例第10条の公安委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1)　届出年月日

(2)　届出警察署

(3)　ヤードの名称

(4)　ヤードの所在地

(5)　届出者の氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）及び連絡先の電話番号

（身分を示す証明書）

第17条　条例第11条第２項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（別記様式第５号）とする。

附　則

この規則は、令和２年３月31日から施行する。

別表１（第２条関係）

1　自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第２条第２項に規定する自動車（一度使用されたものに限るものとし、次に掲げるものを除く。別表２において同じ。） (1)　競走用自動車（道路運送車両法第２条第５項に規定する運行の用に供するものを除く。） (2)　自衛隊の使用する装甲車両 (3)　ホイール式高所作業車 (4)　無人搬送車 (5)　構内けん引車 (6)　走行台車（道路以外の場所のみにおいて用いるものであって、運搬の用に供するものに限る。） (7)　重ダンプトラック (8)　ドリルジャンボ (9)　コンクリート吹付機 (10)　ロードヒータ (11)　ゴルフカー (12)　遊戯用自動車
2　原動機付自転車	道路運送車両法第２条第３項に規定する原動機付自転車（一度使用されたものに限る。別表２において同じ。）
3　自転車	道路交通法（昭和35年法律第105号）第２条第１項第11号の２に規定する自転車（一度使用されたものに限る。）
4　自動車部品	前記１に規定する自動車の原動機、動力伝達装置又は走行装置であって次に掲げるもの（一度使用されたものに限るものとし、現に自動車等に取り付けられているものを除く。） (1)　道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第３条第１号に規定する原動機

	(2)　動力伝達装置のうち、道路運送車両法施行規則第３条第２号に規定するクラッチ、トランスミッション、プロペラシャフト又はデファレンシャル (3)　走行装置のうち、道路運送車両法施行規則第３条第３号に規定するフロント・アクスル、前輪独立懸架装置（ストラットを除く。）又はリア・アクスル・シャフト

別表２（第11条関係）

1　自動車検査証（道路運送車両法第60条第１項に規定する自動車検査証をいう。以下この表において同じ。）又は軽自動車届出済証（道路運送車両法施行規則第63条の２第３項に規定する軽自動車届出済証をいう。以下この表において同じ。）を備え付けている自動車（小型特殊自動車及び原動機付自転車を除く。以下この表において同じ。）	(1)　当該自動車検査証又は軽自動車届出済証の写し (2)　委任状、譲渡証明書（道路運送車両法第33条第１項に規定する譲渡証明書をいう。以下この表において同じ。）その他の当該相手方が当該自動車を当該ヤード内自動車等関連事業者に引き渡す権原を証明するに足りる書類の写し（相手方（条例第４条に規定する相手方をいう。以下この表において同じ。）と当該自動車に係る自動車検査証又は軽自動車届出済証に所有者として記載された者とが異なると認められるときに限る。）
2　自動車検査証又は軽自動車届出済証を備え付けていない自動車で、自動車検査証又は軽自動車届出済証の交付を受けているもの	(1)　次に掲げるいずれかの書類の写し ア　道路運送車両法施行規則第２条の３第２号に規定する登録識別情報等通知書 イ　道路運送車両法第69条第４項に規定する自動車検査証返納証明書 ウ　道路運送車両法施行規則第63条の６第３項に規定する軽自動車届出済証返納証明書（以下この表において「軽自動車届出済証返納証明書」という。） (2)　委任状、譲渡証明書その他の当該相手

	方が当該自動車を当該ヤード内自動車等関連事業者に引き渡す権原を証明するに足りる書類の写し（相手方と当該自動車に係る登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書に所有者（軽自動車届出済証返納証明書にあっては返納者）として記載された者とが異なると認められるときに限る。）
3　自動車検査証又は軽自動車届出済証を備え付けていない自動車で、自動車検査証又は軽自動車届出済証の交付を受けていないもの	(1)　当該自動車の車台番号 (2)　契約書、領収書その他の当該相手方が当該自動車の所有権を取得した経緯を証明するに足りる書類の写し
4　小型特殊自動車又は原動機付自転車（以下この表において「原動機付自転車等」という。）	当該原動機付自転車等の標識交付証明書の写し又は当該原動機付自転車等の車台番号